

こ成保第248号  
6文科初第2763号  
令和7年3月31日

都道府県知事  
都道府県教育委員会教育長  
各 指定都市・中核市市長  
指定都市教育委員会教育長 御中

殿

こども家庭庁成育局長  
文部科学省初等中等教育局長

保育所・幼稚園・認定こども園等における  
継続的な経営情報の見える化について（通知）

平素より、子ども・子育て支援施策の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

今般、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）が令和6年6月12日に公布され、その中で、保育所等における継続的な経営情報の見える化（以下「経営情報の見える化」という。）の制度が令和7年4月1日から施行されることとなりました。また、これに伴い、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和7年政令第140号。以下「改正政令」という。）及び「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係法令の整備に関する内閣府令」（令和7年内閣府令第35号。以下「改正府令」という。）が令和7年3月31日に公布されたところです。

さらに、経営情報の見える化の運用について、施設・事業者が経営情報の報告を行うとともに、都道府県知事が分析・公表を行うためのプラットフォームとして、「子ども・子育て支援情報公表システム」（通称「ここ de サーチ」。以下「本システム」という。）を独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）において改修し、令和7年4月1日から運用することとしましたので、ご活用いただきますようお願いいたします。

これらを踏まえ、本制度の趣旨を明確化するとともに、本制度の運用に当たり留

意すべき点等を下記のとおり定めたので、御了知の上、適正な実施を期していただくようお願いいたします。

本件について、都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市・中核市を除く。）に、都道府県教育委員会におかれましては、管内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に、それぞれ御周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 第 1 制度の趣旨

令和 4 年 12 月の公的価格評価検討委員会において示された基本的な考え方を踏まえ、他分野の動向も参考に、子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議・専門家会議を令和 5 年 1 月から開催し、それぞれ[報告書](#)を令和 5 年 8 月及び令和 6 年 3 月に取りまとめつつ、第 213 回通常国会に改正法案を提出し、成立したところです。

これらの検討の経緯等を踏まえれば、経営情報の見える化の主たる目的は、幼児教育・保育に従事する保育士・幼稚園教諭等（以下「保育士等」という。）の処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた、公定価格の改善を図ることにあります。

加えて、行政機関においては、以下のようなことが実現されることも目的としています。

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等での幼児教育・保育が置かれている現状・実態に対する、国民の正確な理解の促進
- ・ 人口減少の進展、保育人材の不足、デジタル化の進展、物価・光熱水費の上昇等の社会情勢や経営環境の変化が、施設・事業者の経営に与える影響を踏まえた的確な支援策の検討
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営情報の分析を踏まえた、幼児教育・保育政策の企画・立案

また、継続的な見える化により、情報公表の充実を図ることにより、行政機関のみならず、以下のような幅広い関係者にとっての波及的な効果も期待できます。

- ・ 保護者や子育て家庭にとって、施設・事業者の比較・検証を可能とし、自身のニーズに適した子育て支援の選択を支援
- ・ 保育士等の求職者にとって、施設・事業者の比較・検証を可能とし、職場の選択やキャリアの検討を支援

- ・ 施設・事業者にとって、業界全体や同じようなカテゴリーの平均的な経営指標を参考とすることで、自ら行う経営分析・改善等を促進
- ・ 研究者による学術研究や政策提言、民間の支援団体等による第三者的見地に基づく幼児教育・保育に資する施策の企画・立案・検証の活性化

## 第2 制度の内容

### I 対象について（法第 58 条第 1 項）

経営情報の見える化は、上記の主な目的に照らし、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」といい、改正法による改正後のものを指す。）に基づく、子どものための教育・保育給付（施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費）を受ける、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者がその対象となります。

なお、施設型給付を受けない幼稚園に係る取扱いにつきましては、下記「第 4 その他留意事項について I 施設型給付を受けない幼稚園に係る取扱いについて」を参照してください。

### II 経営情報の報告について（法第 58 条第 2 項、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「政令」といい、改正政令による改正後のものを指す。）第 21 条第 2 項、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「府令」といい、改正府令による改正後のものを指す。）第 50 条の 2 関係）

#### （1）経営情報の報告（法第 58 条第 2 項関係）について

法第 58 条第 1 項において、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に対して、教育・保育の提供の開始に際して、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報（教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であって、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。）を教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告することを義務付けているところ、これに加えて、新たに、政令で定めるところにより、毎事業年度終了後 5 カ月以内に、当該事業年度に係る特定教育・保育設置者等経営情報（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所ごとの収益及び費用その他内閣府令で定める事項。以下「経営情報」という。）を教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告することが義務付けられました。

(2) 経営情報の報告の方法（政令第21条第2項関係）について

上記（1）の政令で定める経営情報の報告の方法については、同条第1項の規定による報告と同様、施設又は事業所（以下「施設等」という。）の所在地の都道府県知事が定めることとされました。

(3) 経営情報として報告する事項（府令第50条の2関係）について

上記（1）の内閣府令で定める事項については、府令において、経営情報として報告を求める事項について新たに別表第3を規定し、これに掲げる項目について報告を求めることとされました。

これは、令和5年度に開催された「子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する専門家会議」において令和6年3月に取りまとめられた報告書（以下「専門家会議報告書」という。）において、報告を求める項目の検討においては、「政策検討への活用可能性」の観点のみならず、「施設・事業者の事務負担」の観点についても十分に配慮すべきこと、及び具体的な項目としては、①施設・事業者の基本情報、②人員配置、③職員給与、④収支の状況、⑤人的資本に関する事項、について具体的な検討が行われたことを踏まえ、規定されたものです。

○別表第三（第五十条の二、第五十二条関係）

一 施設等の名称、所在地その他の基本情報に関する事項

- イ 施設等の名称及び所在地
- ロ 施設等を運営する法人の種類
- ハ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
- ニ 利用定員及び利用小学校就学前子ども数
- ホ その他都道府県知事が必要と認める事項

二 施設等の収益及び費用に関する事項

- イ 施設等を運営する法人の種類に応じた収益及び費用の内訳
- ロ 施設等の収益に対する人件費の割合
- ハ その他都道府県知事が必要と認める事項

三 施設等の職員の人員数に関する事項

- イ 施設等の職員の職種別人員数
- ロ その他都道府県知事が必要と認める事項

四 施設等の職員の給与等に関する事項

- イ 施設等の各職員の給与
- ロ 施設等の職員の職種別給与
- ハ 施設等の職員に係る標準的な給与体系

ニ その他都道府県知事が必要と認める事項

五 その他都道府県知事が必要と認める事項

なお、都道府県又は市町村が設置する特定教育・保育施設等（以下「公立施設等」という。）については、専門家会議報告書において、「公立施設等については、その性格を踏まえ、収入・支出の状況、職員給与の状況等についての報告は求めないこととするが、「個別の施設・事業者単位での公表」を行う上で必要な情報の報告を求めることとする」とされたこと、及び処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善を図ることが経営情報の継続的な見える化の主たる目的であることを踏まえ、施設等の収益及び費用（別表第3第2号）並びに各職員の給与（同表第4号イ）についての報告は求めないこととし、その旨かつこ書で規定されているものです。

Ⅲ 個別の施設等单位で公表する経営情報について（法第58条第3項、府令第51条の2関係）

（1）個別の施設等单位での公表（法第58条第3項関係）について

都道府県知事は、法第58条第2項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、経営情報にあつては、職員の処遇等に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定める事項を公表しなければならないこととされました。

（2）個別の施設等单位で公表する経営情報（府令第51条の2関係）について

上記（1）の内閣府令で定める事項については、府令において、都道府県知事が報告を受けた経営情報のうち、個別の施設等单位で公表する事項について新たに別表第4を規定し、これに掲げる項目について公表することとされました。

これは、令和5年1月から開催された「子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議」において同年8月に取りまとめられた報告書及び専門家会議報告書において、以下のとおり指摘されていることを踏まえ、規定されたものです。

- ・ 保護者や保育士等の求職者に関心の高い情報である、施設・事業者の基本データ（人件費比率等の主要な経営指標を含む。）やモデル賃金等について、個別の施設・事業者単位で情報を公表していくことの意義は高いこ

と。

- ・ 実際に配置されている職員の状況については、公定価格上の配置基準との対比をもって示すことは、経営情報の見える化の主要な目的に照らして重要であること。
- ・ 保育士等の求職者の職場の選択を支援するという目的に鑑みると、職員の給与水準を施設等单位で明らかにすることには目的整合性が認められ、特に、その状況を定量的に示すことによる情報価値は非常に高いこと。ただし、報告がなされた個人ごとの給与額をそのまま公表することは個人情報保護の観点から許容されないこと、職種ごとに給与額の平均値として公表する場合でもあっても小規模施設等では個人の給与額を推知できてしまうこと等から、実績ベースでの公表が困難であるため、モデル化した給与額として公表することが合理的であること。
- ・ 施設・事業者の類型も経営主体も多種多様である中では、情報利用者側で各種の前提条件についての適切な理解がなされていない場合が多く、個別の施設・事業者の詳細な経営情報（収支計算書等）について公表した場合に、その解釈において誤解が生じる可能性が高いこと。また、幼児教育・保育分野においては、経営主体の違いにより採用している会計基準も異なり、人件費に含まれる費用の範囲（勘定科目）の解釈には幅があると考えられること等から、「狭義の人件費（※1）の比率」を基本公表情報としつつ、「広義の人件費（※2）の比率」を参考情報として掲載することを希望する施設等については、「広義の人件費」に含める職員に関する各種経費について、任意に報告できるようにすることが合理的であると考えられること。

（※1）当該経営主体が採用する会計基準において明示されている「人件費」、派遣職員に係る経費（紹介手数料を除く。）、法定福利費をいう。

（※2）「狭義の人件費」のほか、福利厚生費、研修研究費、職員採用に係る経費（紹介手数料等を含む。）、その他施設等において「広義の人件費」と判断するものをいう。

○別表第四（第五十一条の二関係） ※カッコ内は補足

- 一 前表第一号に掲げる事項（施設等の名称、所在地その他の基本情報に関する事項）
- 二 前表第二号ロに掲げる事項（施設等の収益に対する人件費の割合）
- 三 前表第三号イに掲げる事項（施設等の職員の職種別人員数）
- 四 前表第四号ハに掲げる事項（施設等の職員に係る標準的な給与体系）
- 五 その他都道府県知事が必要と認める事項

なお、公立施設等については、上記のうち施設等の収益に対する人件費の割合については報告項目から除かれていることを踏まえ、公表項目からも除くこととし、その旨かっこ書において規定されているものです。

#### IV 経営情報の調査及び分析並びに当該結果の公表について（法第 58 条第 4 項、府令第 51 条の 3 関係）

##### （1）経営情報の調査及び分析並びに当該結果の公表（法第 58 条第 4 項関係）について

都道府県知事は、内閣府令で定めるところにより、法第 58 条第 2 項の規定により報告を受けた特定教育・保育施設設置者等経営情報について調査及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するよう努めるものとされました。

##### （2）経営情報の調査及び分析並びに当該調査及び分析の結果の公表の方法（府令第 51 条の 3 関係）について

上記（1）の内閣府令で定める方法については、府令において、都道府県知事は、法第 58 条第 2 項の規定による報告を受けた経営情報について、施設等を運営する法人の種類、教育・保育施設又は地域型保育事業の種類、利用定員その他都道府県知事が必要と認める事項に応じて調査及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するよう努めるものとされました。

これは、専門家会議報告書において、「報告された情報は、行政機関において、公定価格の改善をはじめとする幼児教育・保育政策の検討に活用される。加えて、幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育・保育の現状・実態に対する、国民の正確な理解を促進するためにも活用される。一般的な情報利用者に誤解を与えないよう、適切にグルーピングし集計・分析された、分かりやすい形での情報を公表していくことが重要である。」と指摘されるとともに、グルーピングの視点として施設類型、法人形態、規模等が示されていることも踏まえ、規定されたものです。

#### V 経営情報の調査について（法第 58 条第 5 項、府令第 52 条関係）

##### （1）経営情報の調査（法第 58 条第 5 項）について

都道府県知事は、法第 58 条第 2 項の規定による経営情報の報告に関して必要があると認めるときは、法の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に対し、経営情報のうち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができることとされました。

(2) 経営情報の調査の項目（府令第52条）について

法第58条第5項の内閣府令で定める調査を行うことが出来る経営情報は、別表第3に掲げる項目に関する情報とすることとされました。

VI 経営情報の未報告、虚偽の報告等への対応について（法第58条第6項関係）

都道府県知事は、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者が法第58条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第5項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができることとされました。

VII 法第58条第6項の規定による処分をしたときの通知について（法第58条第7項関係）

都道府県知事は、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に対して法第58条第6項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等の確認をした市町村長に通知しなければならないこととされています。

VIII 施設等の確認の取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力の停止について（法第58条第8項関係）

都道府県知事は、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者が、法第58条第6項の規定による命令に従わない場合において、当該施設等の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその確認をした市町村長に通知しなければならないこととされています。

第3 本システムについて

I 本制度と本システムの関係について

経営情報の報告・公表に当たっては、対象施設が県域を越えて運営されている場合もあるといった実態を踏まえ、利用者等の利便性を確保するために、インターネット上で全国の施設等情報が閲覧・検索できるよう、機構が運営する本システムを通じて行うこととし、施設等が経営情報について本システムを利用して市区町村を経由して都道府県に報告した場合には、法第58条第2項に基づき経営情報を報告したものとみなされるとともに、都道府県が本システムを利用して施設等单位での経営情報の公表を実施した場合は、同条第3項の規

定に基づき経営情報を公表したものとみなされます。なお、人員配置や職員給与、収支の状況については、専門家会議報告書において、「政策検討への活用可能性」と「施設・事業者の事務負担」のバランスを図る観点から、経営実態調査における各種様式や処遇改善等加算に係る事務手続の様式(実績報告書等)を参考として報告様式を設計することが考えられると指摘されたことを踏まえ、報告様式の設計を行ったものです。また、法定・法定外休暇の利用状況、平均時間外労働時間、離職率・離職理由、ICTの導入状況、職場環境に係る認証取得状況、人材育成に向けた取組状況(研修制度の有無や職員の研修受講状況等)、採用の方法、子育て支援員の取得状況、職員の満足度、ダイバーシティに向けた取組状況等の人的資本に関する事項については、施設等に対して当該情報の報告を求め、その内容を公表していくことは、保護者や保育士等の求職者に対し各施設等の魅力をアピールする機会として作用することも期待される一方で、一律に義務付けた場合、施設等にとっては過大な事務負担になると考えられると専門家会議報告書において指摘されたことを踏まえ、任意項目として新たに報告様式の設計を行ったものです。

また、本システムによる調査及び分析の結果の公表をもって、同条第4項の規定に基づき、都道府県が経営情報について調査及び分析を行い、その結果を公表したものとみなされます。なお、本システムによる調査及び分析の結果の公表の設計については、第2 IV(2)の内容も踏まえ、引き続き本システムの設計開発を進め、令和7年秋を目途に運用を開始することを予定しております。

他方、これらについては、府令の関係規定に基づき、「その他都道府県知事が必要と認める事項」が対象として含まれていることから、本システムにおいて対象となっている事項とは別に、都道府県が独自の取組を行うことを妨げるものではありません。

## II 本システムにおける施設の設置主体情報の入力について

施設等が経営情報を入力する際には、所管する施設等の設置主体(公立・私立)を自治体が正しく入力する必要があります。内容が誤っている場合、又は表示されていない場合は、以降の項目を入力することが出来ません。

したがって、施設の設置主体情報を未入力や未更新の自治体におかれましては、可及的速やかに御対応いただきますようお願いいたします。

## III 本システムにおける経営情報の取扱いについて

本システムにおいて報告された情報は、報告先である都道府県が保有するものですが、機構(外部に委託する際の請負事業者等を含む。)における当該情

報の取扱いに当たっては、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとし、他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないよう適正に管理するものとする旨、こども家庭庁より機構宛に別途通知しております。

この点、経営情報には、施設等に所属する特定の個人の権利利益や法人の競走上の利益が害されるおそれがある情報が含まれており、経営情報が悪意をもって利用されれば、本制度に対する信頼と協力を損なう可能性があることから、当該情報の秘密は保護する必要がある、個人や法人を特定することができる内容を公にすることを前提として収集するものではありません。

このことを踏まえ、情報の保有主体である都道府県における当該情報の取扱いに当たっても、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとし、他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないよう御留意いただきますようお願いいたします。

#### IV 本システムによる報告・公表について

本システムによる報告・公表については、以下のとおりとします。

##### (1) 報告の方法

特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、本システムを通じ都道府県へ報告してください。

##### (2) 報告の時期

報告の時期は、法第 58 条第 2 項の規定に基づき、毎事業年度終了後 5 か月以内となります。

##### (3) 公表の時期

事業者による報告後、各自治体による確認等を踏まえ、都道府県において速やかに公表してください。

#### V 本システムの詳細情報について

経営情報の見える化に伴う本システムの操作説明書など、運用に必要な詳細情報は、順次以下 URL に掲載してまいりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

【子ども・子育て支援情報公表システム関係連絡板】

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/kdmsys/jigyo/>

#### 第 4 その他の留意事項について

##### I 施設型給付を受けない幼稚園に係る取扱いについて

###### (1) 本制度及び本システムとの関連について

施設型給付を受けない幼稚園については、法第 58 条において経営情報の報告が義務付けられる施設等には該当しませんが、専門家会議報告書において、「国民や関係者に対する情報公表の充実を図る観点からは、これらの施設・事業者も含めて、積極的な情報公表が行われることが有意義であり、継続的な見える化における情報公表の仕組みの運用に当たっては、これらの施設・事業者の個々の判断に基づく情報公表を行えるようにすることとする」とされたことを踏まえ、施設型給付を受けない幼稚園も経営情報について報告できるよう、本システムの改修を行ったところです。

併せて、幼稚園の施設類型を「幼稚園－新制度園」から「幼稚園－施設型給付を受ける幼稚園」、「幼稚園－私学助成園」から「施設型給付を受けない幼稚園」にそれぞれ変更したところです。

- (2) 施設型給付を受けない幼稚園に係る本システムによる報告・公表について  
施設型給付を受けない幼稚園に係る本システムによる報告・公表については、以下のとおりとします。

ア 報告の方法

施設型給付を受けない幼稚園は、本システムを通じ都道府県等へ報告してください。

イ 報告の時期

期限はありませんが、報告する場合は毎事業年度終了後 5 か月以内を目途に報告してください。

ウ 公表の時期

事業者による報告後、各自治体による確認等を踏まえ、都道府県において速やかに公表してください。

- (3) 施設型給付を受けない幼稚園に係る掲載希望の確認について

各都道府県子ども・子育て支援制度担当部局におかれましては、各都道府県私立学校主管部（局）等とも連携いただき、域内に所在する施設型給付を受けない幼稚園に本システムへの掲載希望の有無を御確認の上、登録・公表の実施をお願いいたします。なお、登録については、都道府県と市町村間で権限移譲や協議等を行っている場合はこの限りではありません。

また、各市町村におかれましては、施設型給付を受けない幼稚園から申請のあったデータについて、本システム上の確認処理（入力内容の確認は不要）を行っていただきますようお願いいたします。公表までの詳しい手順は、下記をご参照ください。

<施設型給付を受けない幼稚園の公表までの手順>

①都道府県において、施設型給付を受けない幼稚園の本システムへの掲載希望の有無を確認する。

②都道府県において、掲載希望のある施設型給付を受けない幼稚園の基本情報を登録する。

(権限移譲や別途協議を行っている場合は市町村が登録する。)

※既に基本情報等を公表している施設型給付を受けない幼稚園については①及び②の対応は不要。

③施設型給付を受けない幼稚園において、施設の特定教育・保育施設設置者等経営情報の入力及び公表申請を行う。

④市町村において、申請のあった施設型給付を受けない幼稚園のデータについて本システム上の確認処理を行う(入力内容の確認は不要)。

⑤都道府県において、申請のあった施設型給付を受けない幼稚園の入力内容を確認し、公表処理を行う。

## II 本システムにおいて報告した情報の国への提供依頼について

こども家庭庁においては、本システムにおいて報告する経営情報と、経営実態調査における調査項目や処遇改善等加算に係る事務手続の様式(実績報告書等)の報告項目が重複していることを踏まえ、今後、本システムにおける経営情報を活用することで、これらの調査・報告を省力化・効率化することを検討しております。

これに際して、本システムにおける経営情報の保有主体である都道府県に対して、こども家庭庁から経営情報の提供依頼を行うことが有り得ますので、その場合には御協力いただきますようお願いいたします。なお、個人を特定することができる経営情報の提供依頼を行うことはありません。

## III 本システムの令和7年度における改修予定について

本システムについては、令和7年度において、経営情報の見える化の関連として処遇改善等加算の一本化に対応した報告様式に改修を行うほか、認可外保育施設に関して検索機能の改善(施設種別における絞り込み、絞り込んだ施設の地図表示、フリーワード検索等)や事業所番号の付番のための改修、及び保育ワンスオンリー(保育業務施設管理プラットフォーム)・保活ワンストップ(保活情報連携基盤)との連携のための改修を行い、国民が保育所等の情報をより簡単に検索・閲覧できるようにする予定です。

#### IV 本システムと保育DXの関係性について

Ⅲでも述べたとおり、令和7年度において、本システムと保育DXのために国が整備する基盤(保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤)との連携のための改修を行う予定であるところ、これらの基盤は令和7年度末に試行運用を開始し、令和8年度以降全国展開を進めることとされており、これらの基盤における基本的な施設情報は、本システムから連携されることとなります。

したがって、これらの基盤における基本的な施設情報を正確かつ最新のものに保つという観点からも、本システムにおける経営情報及び教育・保育情報の報告・更新を適切に行っていただきますようお願いいたします。

なお、これらの基盤の今後の予定や自治体における利用に当たっての手續等については、令和7年度に開催予定の説明会等を通してお知らせいたします。

(参考資料)

【別添1】子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)

(抄)

【別添2】子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和7年政令第140号)(抄)

【別添3】子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係法令の整備に関する内閣府令(令和7年内閣府令第35号)(抄)

【別添4】保育所等における経営情報の継続的な見える化について(令和7年3月25日子ども家庭庁成育局保育政策課説明資料)

##### 【照会先】

(制度等全般に関して)

子ども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室

TEL 03-6858-0127

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL 03-6734-2374

(システムの操作に関して)

WAMNETヘルプデスク(子ども・子育て支援情報公表システム)

TEL 0570-000-632 (※平日9:00~17:00)

(システム運用等に関して)

独立行政法人福祉医療機構 情報事業部 WAMNET 振興課

TEL 03-3438-9262

改正	現行
<p>第五款 教育・保育等に関する情報の報告及び公表</p> <p>第五十八条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定乳児等通園支援事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の確認を受け、教育・保育等の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報（教育・保育等の内容及び教育・保育等を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育等を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育等を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を、教育・保育等を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、政令で定めるところにより、毎事業年度終了後五月以内に、当該事業年度に係る特定教育・保育施設設置者等経営情報（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所ごとの収益及び費用その他内閣府令で定める事項をいう。以下この条及び第六十二条第三項第二号において同じ。）を教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、前二項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容（特定教育・保育施設</p>	<p>第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表</p> <p>第五十八条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報（教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない</p>

設置者等経営情報にあつては、職員の処遇等に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもへの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定める事項に限る。）を公表しなければならない。

4 都道府県知事は、内閣府令で定めるところにより、第二項の規定により報告を受けた特定教育・保育施設設置者等経営情報について調査及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するよう努めるものとする。

5 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育提供者に対し、教育・保育等情報又は特定教育・保育施設設置者等経営情報のうち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができる。

6 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該特定教育・保育提供者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

7 (略)

8 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が、第六項の規定による命令に従わない場合において、当該特定教育・保育施設等の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその確認をした市町村長に通知しなければならない。

9 都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育等を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもへの保護者が適切かつ円滑に教育・保育等を小学校就学前子どもに受けさせる機会の確保に資するため、教育・保育等の質及び教育・保育等を担当

い。

(新設)

3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育提供者に対し、教育・保育情報のうち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができる。

4 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該特定教育・保育提供者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 (略)

6 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が、第四項の規定による命令に従わない場合において、当該特定教育・保育施設等の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその確認をした市町村長に通知しなければならない。

7 都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育等を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもへの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会の確保に資するため、教育・保育の質及び教育・保育を担当する職員

する職員に関する情報（教育・保育等情報に該当するものを除く。）であつて内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 （略）

四 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

五 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

六・七 （略）

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 （略）

二 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報（第五十八条第三項の内閣府令で定める事項に限る。）の公表に関する事項

三 （略）

4 5 6 （略）

に関する情報（教育・保育情報に該当するものを除く。）であつて内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 （略）

（新設）

四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

五・六 （略）

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 （略）

二 教育・保育情報の公表に関する事項

三 （略）

4 5 6 （略）

○ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文  
 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）（第一条関係）【令和七年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（法第五十八条第一項及び第二項の規定による報告）            第二十一条 法第五十八条第一項の規定による報告は、同項に規定する都道府県知事が定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 法第五十八条第二項の規定による報告は、同項に規定する都道府県知事が定めるところにより行うものとする。</p>	<p>（教育・保育情報の報告）            第二十一条 法第五十八条第一項の規定による報告は、特定教育・保育提供者が教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事が定めるところにより行うものとする。            （新設）</p>

○ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令 新旧対照条文  
 子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）（抄）（第一条関係）【令和七年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第一条の四）</p> <p>第一章の二 妊婦のための支援給付（第一条の四の二―第一条の四の五）</p> <p>第一章の三・第一章の四 [略]</p> <p>第二章 [略]</p> <p>第一節 [略]</p> <p>〔第一款〕第三款 略</p> <p>第四款 教育・保育等に関する情報の報告及び公表（第四十九条―第五十三条）</p> <p>第二節 [略]</p> <p>〔第三章〕第六章 略</p> <p>附則</p> <p>第四款 教育・保育等に関する情報の報告及び公表</p> <p>（法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報）</p> <p>第五十条 法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第一条の四）</p> <p>第一章の二・第一章の三 [同上]</p> <p>第二章 [同上]</p> <p>第一節 [同上]</p> <p>〔第一款〕第三款 同上</p> <p>第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第四十九条―第五十三条）</p> <p>第二節 [同上]</p> <p>〔第三章〕第六章 同上</p> <p>附則</p> <p>第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表</p> <p>（法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報）</p> <p>第五十条 法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育</p>

等の提供を開始しようとするときにあつては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあつては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

(法第五十八条第二項の内閣府令で定める事項)

第五十条の二 法第五十八条第二項の内閣府令で定める事項は、別表第三(都道府県又は市町村が設置する特定教育・保育施設等)にあつては、同表第二号及び第四号イを除く。第五十二条において同じ。)に掲げる項目に関するものとする。

(法第五十八条第三項の規定による公表の方法)

第五十一条 都道府県知事は、法第五十八条第一項又は第二項の規定による報告を受けた後、当該報告の内容(同項の規定による報告にあつては、次条に掲げる項目に限る。以下この条において同じ。)を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に法第五十八条第五項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもち、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

(法第五十八条第三項の内閣府令で定める事項)

第五十一条の二 法第五十八条第三項の内閣府令で定める事項は、別表第四(都道府県又は市町村が設置する特定教育・保育施設等)にあつては、同表第二号を除く。)に掲げる項目に関するものとする。

(法第五十八条第四項の規定による調査及び分析並びに当該調査及び

の提供を開始しようとするときにあつては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあつては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

〔条を加える。〕

(法第五十八条第二項の規定による公表の方法)

第五十一条 都道府県知事は、法第五十八条第一項の規定による報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に同条第三項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもつて、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

〔条を加える。〕

分析の結果の公表の方法)

第五十一条の三 都道府県知事は、法第五十八条第二項の規定による報告を受けた特定教育・保育施設設置者等経営情報について、施設等を運営する法人の種類、教育・保育施設又は地域型保育事業の種類、利用定員その他都道府県知事が必要と認める事項に応じて調査及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するよう努めるものとする。

(法第五十八条第五項の内閣府令で定める教育・保育等情報等)

第五十二条 法第五十八条第五項の内閣府令で定める教育・保育等情報は、特定教育・保育施設設置者等経営情報は、別表第一及び別表第二に掲げる項目又は別表第三に掲げる項目に関する情報とする。

(法第五十八条第九項の内閣府令で定める情報)

第五十三条 法第五十八条第九項の内閣府令で定める情報は、教育・保育等の質及び教育・保育等に従事する従業者に関する情報(教育・保育等情報に該当するものを除く。)として都道府県知事が定めるものとする。

別表第一(第五十条、第五十二条関係)

一 施設又は事業所(以下この表から別表第三までにおいて「施設等」という。)を運営する法人に関する事項

【イ〜ハ 略】

二 法人が教育・保育等を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置す

【条を加える。】

(法第五十八条第三項の内閣府令で定める教育・保育情報)

第五十二条 法第五十八条第三項の内閣府令で定める教育・保育情報は、別表第一及び別表第二に掲げる項目に関する情報とする。

(法第五十八条第七項の内閣府令で定める情報)

第五十三条 法第五十八条第七項の内閣府令で定める情報は、教育・保育の質及び教育・保育に従事する従業者に関する情報(教育・保育情報に該当するものを除く。)として都道府県知事が定めるものとする。

別表第一(第五十条、第五十二条関係)

一 施設又は事業所(以下この表及び次表において「施設等」という。)を運営する法人に関する事項

【イ〜ハ 同上】

二 法人が教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する

る教育・保育施設並びに当該法人が行う地域型保育事業及び乳児等通園支援事業

ホ 「略」

二 当該報告に係る教育・保育等を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項

イ 教育・保育施設、地域型保育事業又は乳児等通園支援事業の種類

〔ロ、ニ 略〕

ホ 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業又は乳児等通園支援事業の認可又は認定を受けた年月日

〔ヘ、チ 略〕

三 施設等において教育・保育等に従事する従業者（以下この号において「従業者」という。）に関する事項

〔イ、ロ 略〕

ハ 従業者の教育・保育等の業務に従事した経験年数等

〔ニ、ホ 略〕

四 教育・保育等の内容に関する事項

イ 「略」

ロ 当該報告に係る教育・保育等の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。）

ハ 「略」

ニ 当該報告に係る教育・保育等の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職

教育・保育施設及び当該法人が行う地域型保育事業

ホ 「同上」

二 当該報告に係る教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項

イ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類

〔ロ、ニ 同上〕

ホ 認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日

〔ヘ、チ 同上〕

三 施設等において教育・保育に従事する従業者（以下この号において「従業者」という。）に関する事項

〔イ、ロ 同上〕

ハ 従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等

〔ニ、ホ 同上〕

四 教育・保育等の内容に関する事項

イ 「同上」

ロ 当該報告に係る教育・保育の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。）

ハ 「同上」

ニ 当該報告に係る教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設

員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の規定を読み替えて適用する場合にあつては、その旨を含む。）

〔ホ・ヘ 略〕

ト 当該報告に係る教育・保育等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項

チ 施設等の教育・保育等の提供内容に関する特色等

リ 〔略〕

五 当該報告に係る教育・保育等を利用するに当たつての利用料等に関する事項

六 〔略〕

別表第二（第五十条、第五十二条関係）

第一 教育・保育等に関する事項

一 教育・保育等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり利用者等の権利擁護等のために講じている措置

イ 教育・保育等の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況

ロ 〔略〕

二 〔略〕

第二 教育・保育等を提供する施設等の運営状況に関する事項

〔一・二 略〕

三 教育・保育等の提供内容の改善の実施の状況

第三 〔略〕

備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の規定を読み替えて適用する場合にあつては、その旨を含む。）

〔ホ・ヘ 同上〕

ト 当該報告に係る教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項

チ 施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等

リ 〔同上〕

五 当該報告に係る教育・保育を利用するに当たつての利用料等に関する事項

六 〔同上〕

別表第二（第五十条、第五十二条関係）

第一 教育・保育の内容に関する事項

一 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり利用者等の権利擁護等のために講じている措置

イ 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況

ロ 〔同上〕

二 〔同上〕

第二 教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項

〔一・二 同上〕

三 教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

第三 〔同上〕

別表第三（第五十条の二、第五十二条関係）

- 一 施設等の名称、所在地その他の基本情報に関する事項
  - イ 施設等の名称及び所在地
  - ロ 施設等を運営する法人の種類
  - ハ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
  - ニ 利用定員及び利用小学校就学前子ども数
  - ホ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 二 施設等の収益及び費用に関する事項
  - イ 施設等を運営する法人の種類に応じた収益及び費用の内訳
  - ロ 施設等の収益に対する人件費の割合
  - ハ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 三 施設等の職員の人員数に関する事項
  - イ 施設等の職員の職種別人員数
  - ロ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 四 施設等の職員の給与等に関する事項
  - イ 施設等の各職員の給与
  - ロ 施設等の職員の職種別給与
  - ハ 施設等の職員に係る標準的な給与体系
  - ニ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 五 その他都道府県知事が必要と認める事項

別表第四（第五十一条の二関係）

- 一 前表第一号に掲げる事項

〔別表を加える。〕

〔別表を加える。〕

- 二 前表第二号ロに掲げる事項
- 三 前表第三号イに掲げる事項
- 四 前表第四号ハに掲げる事項
- 五 その他道府県知事が必要と認める事項

備考 表中の「」の記載は注記である。

# 保育所等における継続的な 経営情報の見える化について

令和7年3月、4月  
こども家庭庁成育局保育政策課

## 【目次】

1. 制度概要について
2. 子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）への入力項目について
3. ここdeサーチのシステム操作について
4. 周知事項等について

# 1. 制度概要について

# 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について

(令和5年8月28日 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書・概要)

## 目的

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の**施設・事業者の経営情報の公表やデータベース化等の継続的な見える化の仕組みの構築**を進め、**処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善**を図ることを主たる目的とする。
- 加えて、行政機関においては、幼児教育・保育が置かれている現状・実態に対する**国民の正確な理解の促進**、社会情勢や経営環境の変化を踏まえた**的確な支援策の検討**、経営情報の分析を踏まえた**幼児教育・保育政策の企画・立案等**の実現を目的とする。
- また、**情報公表の充実を図ることにより、行政機関のみならず**、保護者や子育て家庭、保育士等の求職者の意思決定の支援や、施設・事業者の経営分析・改善の促進、また、研究者による学術研究や政策提言の活性化等、**幅広い関係者の利益への波及的な効果も期待**できる。

## 継続的な見える化の対象とする施設・事業者

- 原則、子ども・子育て支援法に基づく、**施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象**とする。  
※ただし、小規模な施設・事業者に対しては、公表すべき内容・項目を限定する等の一定の配慮を行う方向で検討。

## 報告・届出を求める情報

- **全ての施設・事業者を単位として、毎事業年度の経営情報（収益・費用）**について報告・届出を求める。
- このうち、**人件費等についてはその内訳を、職員配置の状況や職員給与の状況等**については、**その詳細を把握できる情報も含む**。
- 報告・届出を求める経営情報等の具体的な項目については、「**経営実態調査**」における**調査項目を基礎としつつ、「政策検討への活用性の向上」と「施設・事業者への業務負担」の双方に配慮し決定**する。
- **それぞれの経営主体で採用されている会計基準に応じた様式**を設け、また、それぞれの**会計年度に応じた報告・届出期間を設定**する。

## 公表の方法

- **詳細な経営情報**については、**個別の施設・事業者単位での公表は行わない**。施設・事業者の種類、経営主体の種類、地域区分の設定、定員規模などの**属性に応じたグルーピングによって集計・分析した結果を公表**する。
- 保護者や保育士等の情報利用者にとってニーズの高い、**施設・事業者の人件費比率やモデル賃金等の情報**については、解釈において誤解が生じないようにすることや施設・事業者の権利利益が損なわれない範囲とすること等を前提に、**個別の施設・事業者単位で公表**する。

# 保育所等における継続的な経営情報の見える化について

## <経緯>

- 令和4年12月の公的価格評価検討委員会において、「処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、**現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要**。しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、**継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において順次進めていく必要がある**。」などの基本的な考え方が示された。
- 令和5年1月より、**子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議**を開催し、**令和5年8月28日に報告書を取りまとめ**。
- **医療・介護分野においては**、施設・事業所等の経営情報等に係る届出の義務化、国による集計・分析のためのデータベース整備、届出義務が履行されない場合の対応等の規定について整備し、**第211回通常国会で改正法が成立**。（医療分野：医療法・令和5年8月1日施行、介護分野：介護保険法・令和6年4月1日施行）

## <現行制度>

- 子ども・子育て支援法第58条第1項に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園等の設置者（以下、「特定教育・保育提供者」という。）に、**教育・保育情報を都道府県知事に報告**することを求めている。
  - ・運営する法人に関する事項 ・施設等に関する事項
  - ・従業者に関する事項 ・教育・保育等の内容に関する事項
  - ・利用料等に関する事項 ・その他都道府県知事が必要と認める事項 等
- 同条第2項に基づき、都道府県知事には、特定教育・保育提供者から報告された**教育・保育情報を公表**することを求めている。
- 子ども・子育て支援情報公表システム「**ここdeサーチ**」を整備して、**利用者の施設等の選択に資する情報をインターネット上で検索・閲覧できる環境を構築**してきたところ。

## <継続的な見える化の意義>

- **更なる処遇改善等を進める上で、費用の使途の見える化を進めることが重要**である。
- 保護者が**適切かつ円滑に教育・保育等を子どもに受けさせる機会を確保**するためには、**施設・事業所ごとの職員の処遇等に関する情報が公表されることが重要**である。

## <制度改正のイメージ>

- 特定教育・保育提供者に、**教育・保育施設の経営情報**を**都道府県知事に報告**することを求める。
  - ・**施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象**とする。
  - ・**毎事業年度の経営情報**（収支計算書、職員給与の状況等）について報告を求める。
- 都道府県知事には、特定教育・保育提供者から報告された**経営情報を公表**することを求める。
  - ・**職員の処遇等に関する情報であって、保護者の施設・事業者の選択等に必要な情報を個別施設・事業者単位で公表**。（モデル賃金や人件費比率等を想定。）  
※個別の施設・事業者単位での収支計算書等の公表は行わない。
  - ・**経営情報の集計・分析とその結果の公表に努める**。（施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、定員規模などに応じて集計した、人件費や人件費比率の平均値や分布状況等を想定。）
- 2024年通常国会（第213回国会）に上記制度改正に必要な法案を提出し、成立したところ。（子ども・子育て支援法・令和7年4月1日施行）
- 「ここdeサーチ」において、施設・事業者からの報告、都道府県における確認・公表等の事務が簡便かつ効率的に実施できるよう、システム改修を実施。

# 子ども・子育て支援法等一部改正法（見える化部分）について①

改正後	現行
<p><b>第五款 教育・保育等に関する情報の報告及び公表</b></p> <p><b>第五十八条</b> 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定乳児等通園支援事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の確認を受け、教育・保育等の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報（教育・保育等の内容及び教育・保育等を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であって、小学校就学前子どもに教育・保育等を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育等を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を、教育・保育等を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p><u>2 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、政令で定めるところにより、毎事業年度終了後五月以内に、当該事業年度に係る特定教育・保育施設設置者等経営情報（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所ごとの収益及び費用その他内閣府令で定める事項をいう。以下この条及び第六十二条第三項第二号において同じ。）を教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 都道府県知事は、前二項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容（特定教育・保育施設設置者等経営情報にあっては、職員の処遇等に関する情報であって、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定める事項に限る。）を公表しなければならない。</u></p>	<p><b>第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表</b></p> <p><b>第五十八条</b> 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報（教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であって、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p><u>2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。</u></p>

## 子ども・子育て支援法等一部改正法（見える化部分）について②

改正後	現行
<p>4 都道府県知事は、<u>内閣府令で定めるところにより、第二項の規定により報告を受けた特定教育・保育施設設置者等経営情報について調査及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するよう努めるものとする。</u></p> <p>5 都道府県知事は、<u>第一項又は第二項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育提供者に対し、教育・保育等情報又は特定教育・保育施設設置者等経営情報のうち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができる。</u></p> <p>6 都道府県知事は、<u>特定教育・保育提供者が第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該特定教育・保育提供者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 都道府県知事は、<u>特定教育・保育提供者が、第六項の規定による命令に従わない場合において、当該特定教育・保育施設等の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその確認をした市町村長に通知しなければならない。</u></p> <p>9 都道府県知事は、<u>小学校就学前子どもに教育・保育等を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育等を小学校就学前子どもに受けさせる機会の確保に資するため、教育・保育等の質及び教育・保育等を担当する職員に関する情報（教育・保育等情報に該当するものを除く。）であって内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>3 都道府県知事は、<u>第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育提供者に対し、教育・保育情報のうち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができる。</u></p> <p>4 都道府県知事は、<u>特定教育・保育提供者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該特定教育・保育提供者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 都道府県知事は、<u>特定教育・保育提供者が、第四項の規定による命令に従わない場合において、当該特定教育・保育施設等の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその確認をした市町村長に通知しなければならない。</u></p> <p>7 都道府県知事は、<u>小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会の確保に資するため、教育・保育の質及び教育・保育を担当する職員に関する情報（教育・保育情報に該当するものを除く。）であって内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。</u></p>

子ども・子育て支援法（R7.4.1施行）

**第58条** 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定乳児等通園支援事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の確認を受け、**教育・保育等の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるとき【①】**は、**政令で定めるところにより【Ⅰ】**、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報（教育・保育等の内容及び教育・保育等を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であって、小学校就学前子どもに教育・保育等を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育等を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして**内閣府令で定めるものをいう【②】**。以下同じ。）を、教育・保育等を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、**政令で定めるところにより【Ⅱ】**、毎事業年度終了後5月以内に、当該事業年度に係る特定教育・保育施設設置者等経営情報（**特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所ごとの収益及び費用その他内閣府令で定める事項【③】**をいう。以下この条及び第62条第3項第2号において同じ。）を教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前2項の規定による報告を受けた後、**内閣府令で定めるところ【④】**により、当該報告の内容（特定教育・保育施設設置者等経営情報にあつては、職員の処遇等に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして**内閣府令で定める事項【⑤】**に限る。）を公表しなければならない。

子ども・子育て支援法施行令（R7.4.1施行）

**第21条** **法第58条第1項の規定による報告【Ⅰ】**は、同項に規定する都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

**2** 法第58条第2項の規定による報告は、同項に規定する都道府県知事が定めるところにより行うものとする。**（経営情報の報告方法について）【新設Ⅱ】**

子ども・子育て支援法施行規則（R7.4.1施行）

**第49条** **法第58条第1項第1号の内閣府令で定めるとき①**は、災害その他都道府県知事に對し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある特定教育・保育提供者以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。

**第50条** **法第58条第1項第1号の内閣府令で定める情報②**は、教育・保育の提供を開始しようとするときにあつては別表第1に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあつては別表第1及び別表第2に掲げる項目に関するものとする。

**第50条の2** 法第58条第2項の内閣府令で定める事項は、別表第3（都道府県又は市町村が設置する特定教育・保育施設等にあつては、同表第2号及び第4号イを除く。第52条において同じ。）に掲げる項目に関するものとする。**（経営情報として報告する情報について）【新設③】**

**第51条** 都道府県知事は、法第58条第1項又は第2項の規定による報告を受けた後、当該報告の内容（同項の規定による報告にあつては、次条に掲げる項目に限る。以下この条において同じ。）を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に同条第5項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもって、当該報告の内容を公表したものとすることができる。**（都道府県知事が報告を受けた経営情報の公表について）【改正④】**

**第51条の2** 法第58条第3項の内閣府令で定める事項は、別表第4（都道府県又は市町村が設置する特定教育・保育施設等にあつては、同表第二号を除く。）に掲げる項目に関するものとする。**（経営情報のうち公表する事項について）【新設⑤】**

子ども・子育て支援法（R7.4.1施行）

第58条

5 都道府県知事は、第1項又は第2項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育提供者に対し、教育・保育等情報又は特定教育・保育施設設置者等経営情報のうち内閣府令で定めるもの【⑦】について、調査を行うことができる。

6～8 （略）

9 都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育等を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育等を小学校就学前子どもに受けさせる機会の確保に資するため、教育・保育等の質及び教育・保育等を担当する職員に関する情報（教育・保育等情報に該当するものを除く。）であって内閣府令で定めるもの【⑧】の提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

従来より政令に委任している事項  
本改正を踏まえ、政令に規定する事項  
従来より内閣府令に委任している事項  
本改正を踏まえ、内閣府令に規定する事項

子ども・子育て支援法施行規則（R7.4.1施行）

第52条 法第58条第5項の内閣府令で定める教育・保育情報【⑦】は、別表第1及び別表第2に掲げる項目に関する情報とする。

第53条 法第58条第9項の内閣府令で定める情報【⑧】は、教育・保育の質及び教育・保育に従事する従業者に関する情報（教育・保育情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

別表第三（第50条の2、第52条関係）

- 一 施設等の名称、所在地その他の基本情報に関する事項
  - イ 施設等の名称及び所在地
  - ロ 施設等を運営する法人の種類
  - ハ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
  - ニ 利用定員及び利用小学校就学前子ども数
  - ホ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 二 施設等の収益及び費用に関する事項
  - イ 施設等を運営する法人の種類に応じた収益及び費用の内訳
  - ロ 施設等の収益に対する人件費の割合
  - ハ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 三 施設等の職員の人員数に関する事項
  - イ 施設等の職員の職種別人員数
  - ロ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 四 施設等の職員の給与等に関する事項
  - イ 施設等の各職員の給与
  - ロ 施設等の職員の職種別給与
  - ハ 施設等の職員に係る標準的な給与体系
  - ニ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 五 その他都道府県知事が必要と認める事項

別表第四（第51条の2 関係）

- 一 前表第一号に掲げる事項
- 二 前表第二号ロに掲げる事項
- 三 前表第三号イに掲げる事項
- 四 前表第四号ハに掲げる事項
- 五 その他都道府県知事が必要と認める事項

## 施行期日・報告期限等

※本資料は「専門家会議報告書」に基づき記載。今後、こども家庭庁において、この内容を踏まえて報告様式、公表様式及びマニュアル等を策定予定。

- 新たな制度の**施行期日**は令和7年4月1日。令和6年4月1日以降に始まる事業年度について**報告対象**とする。
- 経営情報等の**報告期限**は事業年度終了後5月以内。事業年度が令和6年4月1日～令和7年3月末日の場合、**同年8月末日までに報告**。
- **ここdeサーチ**を経営情報等の**収集・公表に活用**。施設・事業者は報告内容を入力、自治体は報告内容を確認、ここdeサーチ画面で公表。

## 報告する経営情報等

情報項目	①人員配置 基準上の配置と実際の配置、職員の属性情報等	②職員給与 賃金水準、処遇改善状況、職員の属性情報等	③収支の状況 収入・支出の科目別の金額、人件費関連科目の内訳等
報告内容	給付・監査等で通常把握されている情報	処遇改善等加算の実績報告書を活用	各法人の会計基準に従って作成する決算書類の様式を活用

※施設・事業者の基本情報（施設類型、法人形態、地域、規模等の属性情報）については既に登録済みのため、都道府県・事業者は更新の有無を確認する必要がある。

※人的資本に関する事項（休暇取得状況、ICT導入状況、研修制度、人材育成の取組等）について任意に記載することができるようにする。

## グルーピングした集計・分析結果の公表

- 幼児教育・保育の全体像を俯瞰し、**公定価格の改善をはじめとする政策検討に活用**。
- 施設類型、法人形態、地域、規模等の**属性に応じてグルーピングして集計・分析**することで、**公平・公正な比較・検証を実施**。
- 平均値・中央値に加えて**分散・相関関係・時系列推移等の状況も明らか**にする。

### （公表が想定される主な事項）

- ✓ 職員1人当たりの平均給与／年
- ✓ 給与総額に占める職種間の配分割合
- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率
- ✓ 配置人員の構成比（職種別、属性別等）
- ✓ 総収入に占める主要な支出区分の割合（人件費、収支差額等）

## 個別の施設・事業者単位での公表

- 個別の施設・事業者単位での情報公表の充実を通じて、**保護者による施設・事業者の選択**や、**保育士等の求職者の職場の選択やキャリアの検討**等を支援していく。
- **施設・事業者や従事者の権利利益を保護**しつつ、**幼児教育・保育の質の向上や保育士等の勤務環境の改善等の前向きな取組が適正に情報利用者に伝わる**ことを目指す。

### ①モデル給与

- ✓ 保育士等の幼児教育・保育に直接従事する常勤職員は必須記載（経験年数、役職等も明示）。その他職員は任意記載。
- ✓ 基本給、手当、賞与等や月収と年収の目安を明示。
- ✓ 給与決定方法、賞与支給基準、時間外手当・退職手当の取扱、福利厚生、その他職員の処遇に関する事項は任意記載。

### ②人件費比率

- ✓ 総収入に占める人件費の割合を明示。  
※該当するグルーピングにおける平均値等を参考情報として併記。
- ✓ 「狭義の人件費」については必須記載。  
※会計基準上の人件費、派遣職員経費、法定福利費の合計。
- ✓ 「広義の人件費」については任意記載。  
※「狭義の人件費」の他、福利厚生費、研修研究費、職員採用経費、その他「広義の人件費」と判断するものの合計。

### ③職員配置状況

- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率を明示。  
※職員配置に係る加算措置や地方単独補助の有無等を付記。

## 対象施設について

- 子ども・子育て支援法に基づく、**施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象**とする。
- このほか、**施設型給付を受けない幼稚園については個別施設・事業者単位で公表される項目に限り、任意で報告**を行えるようにする。

### 見える化の対象となる施設

- 報告された経営情報等※は、施設類型、法人形態、地域、規模等の属性に応じてグルーピングして集計・分析した結果を公表。
- あわせて、モデル給与等を個別の施設・事業者単位で公表。

#### 施設型給付を受ける施設



#### 地域型保育給付を受ける施設

小規模保育、家庭的保育、  
居宅訪問型保育、事業所内保育

※公立施設等については、その性格を踏まえ、収入・支出の状況、職員給与の状況等についての報告は求めないこととするが、「個別の施設・事業者単位での公表」を行う上で必要な情報の報告を求めることとする。

### 見える化の対象とはならない施設

- 基本的に、経営情報等の報告は不要。
- 「ここdeサーチ」に登録可能な施設・事業者※については、個別公表される項目（モデル給与等）に限り、任意で報告を可能とする。

#### 施設等利用給付を受ける施設



※国民や関係者に対する情報公表の充実を図る観点からは、「ここdeサーチ」に登録可能な施設・事業者（施設型給付を受けない幼稚園）も含めて、積極的な情報公表が行われることが有意義であり、継続的な見える化における情報公表の仕組みの運用に当たっては、これらの施設・事業者の個々の判断に基づく情報公表を行えるようにすることとする。

# 施設類型別の報告・公表対象情報について（一覧）

情報項目		認定こども園、保育所、幼稚園等（私立）	認定こども園、保育所、幼稚園等（公立）	施設型給付を受けない幼稚園	
人員配置に関する事項 ・公定価格基準上での配置人数 ・実際の配置人数 など	報告	○	○	任意	
	公表	集計・分析結果	○	○	×
		個別施設・事業者単位	○	○	○（報告した場合）
職員給与に関する事項 ・各種処遇改善等加算の取得状況 ・各職員の勤続年数、賃金など	報告	○	△※1	任意	
	公表	集計・分析結果	○	×	×
		個別施設・事業者単位	×	×	×
モデル給与に関する事項	報告	○（一部任意※2）	○（一部任意※2）	任意	
	公表	集計・分析結果	×	×	×
		個別施設・事業者単位	○	○	○（報告した場合）
収支の状況に関する事項 ・事業収入（収益） ・事業支出（費用）	報告	○	×	任意	
	公表	集計・分析結果	○	×	×
		個別施設・事業者単位	×	×	×
人件費比率に関する事項	報告	○	×	任意	
	公表	集計・分析結果	○	×	×
		個別施設・事業者単位	○	×	○（報告した場合）
人的資本に関する事項 ・法定・法定外休暇の利用状況 ・ICT導入の取組状況 など	報告	任意	任意	任意	
	公表	集計・分析結果	×	×	×
		個別施設・事業者単位	○（報告した場合）	○（報告した場合）	○（報告した場合）

※1 職種別の合計給与額を報告。（個々の職員の給与については報告不要。）

※2 常勤保育士等のモデル給与のみが義務項目。保育士等以外の職種や非常勤職員のモデル給与等はすべて任意項目。

## 2. 子ども・子育て支援情報公表システム (ここdeサーチ) への入力項目について

## 入力要領（会計年度、決算月、施設等の設置主体）

### ❶ 会計年度、決算月、施設等の設置主体

会計年度	2023年度
決算月 <small>必須</small>	? 3月
会計期間 <small>必須</small>	? (自) 2023/04/01
	? (至) 2024/03/31
施設等の設置主体 <small>必須</small>	? 私立

貴施設・事業所（以下「施設等」）の設置者の会計年度終了月を選択してください。  
※社会福祉法人・学校法人は必ず3月となります。

施設等の設置主体として適切な種別（公立or私立）が表示されているか確認してください。  
内容に誤っている場合、または表示されていない場合は、以降の項目を入力することが出来ませんので、自治体にご相談ください。

報告する会計年度として適切な期間（（自）には会計年度の初日、（至）には決算日）を入力してください。  
※基本的に会計期間は1年間となりますが、年度の途中で新設された場合等においてはこの限りではありません。

## 入力要領（施設の状況等に関する事項）

### 施設の状況等に関する事項

経営主体 必須

? 社会福祉法人

施設等の設置者の法人類型を選択してください。

定員数等の状況

必須 非公表

?

	利用定員 [単位：人]	入所児童数 [単位：人]	年齢別			
			4、5歳児	3歳児	1、2歳児	0歳児
2023年4月	119	100	45	25	26	4
2024年3月	119	116	47	30	30	9

報告時点から見て、前年度4月1日の状況と、前年度3月1日の状況を記入して下さい。

○既に施設詳細情報において定員数等の情報を公表していることから、施設の状況等に関する事項のうち、定員数等の状況については、施設等ごとの公表は行いません。（本項目は調査・分析等に使用します。）

○利用者数等は毎年度変更が生じますので、経営情報等を入力する際には併せて施設詳細情報中の定員数等の更新をお願いします。

# 入力要領（人員配置に関する事項）

## ④ 人員配置に関する事項

Excelデータ追加

テンプレートダウンロード

人員配置 必須 ?

職員配置	公定価格基準 [単位：人]		実際の配置 [単位：人]				常勤換算数の 計算に使用した 「施設で定めている 1週間の勤務時間」 [単位：時間]
	常勤	非常勤	報告対象施設・事業のみ		報告対象施設・事業以外も含む		
			常勤 (常勤換算)	非常勤 (常勤換算)	常勤 (実人数)	非常勤 (常勤換算)	
施設長	1.0	0.0					
主任保育士							
保育士							
保育補助者 (資格を有していない者)							
調理員							
栄養士 (調理員に含まれる者を除く)							
看護師 (保健師・助産師) 、准看護師							
うち、保育業務従事者							
事務職員							
その他							
合計							

### 公定価格基準

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に基づき必要となる職員数を記入してください。

### 実際の配置（報告対象施設・事業のみ）

- ・実際に配置されている職員数を常勤換算値で記入してください。
- ・派遣職員・委託職員を含めてください。
- ・報告対象施設・事業以外の事業と兼務する職員は従事時間などに応じて按分してください。

### 実際の配置（報告対象施設・事業以外も含む）

- ・報告対象施設・事業以外の事業も含めて、実際に配置されている職員数を常勤換算値で記入してください。
- ・派遣職員・委託職員は含めないでください。
- ・報告対象施設・事業以外の事業のみに従事する職員は含めないでください。

複数の職種に従事している場合は、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入してください。

### 【常勤換算値の計算式】

常勤換算値 = 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計 ÷ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数

<短時間勤務又は1週間に数回の勤務である場合>

職員の1週間の勤務時間（の合計） ÷ 施設が定めている1週間の勤務時間

<1ヶ月に数回の勤務である場合>

職員の1ヶ月の勤務時間 ÷ 施設が定めている1週間の勤務時間 × 4（週）

# 入力要領（職員給与に関する事項）

各種処遇改善等加算の取得状況、報告対象施設・事業に従事している全ての職員の勤続年数、賃金などについてご報告いただきます。私立施設は個々の職員について、公立施設は職種別の合計給与額をご報告いただきます。ご入力いただいた内容は、個別施設・事業者単位での公表は行いません。

## 職員給与に関する事項

### 職員給与

処遇改善加算Ⅰ 必須 非公表  なし  あり

処遇改善加算Ⅱ 必須 非公表  なし  あり

処遇改善加算Ⅲ 必須 非公表  なし  あり

地方単独措置 必須 非公表  なし  あり

処遇改善等加算の取得状況を選択してください。

職員給与（公定価格等）に関して、地方自治体による独自の支援措置を受けている場合は選択してください。

**常勤**…各施設・事業所等の就業規則等で定めた職員が勤務すべき時間数に達している者  
**非常勤**…常勤以外の者  
いずれかを選択してください。

**加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金**  
施設型給付費を受けない幼稚園等が入力する場合は、当年度の支払い賃金に読み替えてください。

### 勤続年数

貴施設における勤続年数を記入してください。

Excelで一括追加

テンプレート

職員給与の追加

職員給与一覧 必須 非公表

前回差分	編集	削除	職種	経験年数	勤続年数	資格					常勤非常勤	常勤換算値	法人役員との兼務	起点賃金水準			加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金			
						保育士資格	幼稚園教諭免許	看護師資格	栄養士資格	その他				基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金			人件費の改定状況部分	賃金改善を行った場合の支払賃金		
														基本給	手当	給与(一時金)		基本給	手当	給与(一時金)
対象データがありません。																				

### 経験年数

貴施設における勤続年数と過去に勤務していた施設等における勤続年数を合算した年数を小数点第1位（小数点第2位四捨五入）まで記入してください。

### 常勤換算値

常勤換算値 = 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計 ÷ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数

### 起点賃金水準

施設型給付費を受ける施設は、処遇改善等加算の実績報告書を参考に記入してください。

## 入力要領（モデル給与に関する事項①）

「給与に関する基本情報」については、入力はすべて任意です。  
回答した項目については、回答内容が公表されます。  
なお、次ページの「モデル給与」については入力必須事項です。

### ▲ 給与に関する基本情報

給与・賞与の支給基準、昇給の判断基準

原則、年に1回人事評価を行い、その結果に応じてあらかじめ決められた昇給テーブルを参照して給与額を決定。

?

時間外勤務の取り扱い

?

回答する場合、各設問に必要な情報を入力してください。回答いただいた内容がそのまま公表されます。非回答の場合、そのまま空欄としてください。

退職金制度の有無や支給基準

?

〇〇〇退職金共済制度に加入。

その他職員の処遇に関する事項（福利厚生等）

?

・職員の子育てサポートに積極的に取り組んでおり、厚生労働省のくるみん認定を取得している。  
・時間外勤務を極力削減する方針を掲げ、過去3年間で平均80%減とすることができた。|

その他職員の処遇に関する事項で本システムを通じて情報公表を行いたい事項があれば記入して下さい。

# 入力要領（モデル給与に関する事項②）

## 【モデル給与とは】

実際に在籍する職員個人への支給実績ではなく、報告対象施設・事業の賃金規定等の根拠に基づき、職種や経験年数等の属性に応じたモデル化された給与額のことを指します。

▲ 職種：保育士（常勤） モデル形式：月額給与

モデル給与を編集しています

職種 保育士（常勤）  
 モデル形式 月額給与  
 所定勤務時間数 120.0 時間/月

主な諸手当の内容

通勤手当、住宅手当、扶養手当

行を追加

モデル給与一覧

前回差分	経験年数	学歴区分	給料(月額)	諸手当	合計(月額)	年収の目安	削除
	1	大学卒	230,000	30,000	260,000	4,500,000	削除
	10	大学卒	300,000	30,000	330,000	5,500,000	削除

行を追加

モデル給与を追加しています

職種  
 モデル形式

入力したデータを破棄する

入力したデータを追加する

常勤保育士（※）については入力必須です。

※幼稚園においては常勤幼稚園教諭、認定こども園においては常勤保育教諭と読み替えてください。

□ 選択中の職種とモデル形式の職員が存在しない

該当する職員又はモデル形式が存在しない場合はチェックしてください。入力がスキップされます。

所定時間勤務時間数には就業規則等において規定する当該職種の職員の1月あたり勤務時間数を、主な諸手当の内容には設けている手当のうち代表的なものを記載してください。

常勤保育士等のモデル給与の情報を入力してください。詳細は11ページをご確認ください。

常勤保育士等以外に公表したいモデル給与があれば、職種・モデル形式を選択し、「入力したデータを追加する」を押下してください。なお、上部で「選択中の職種とモデル形式の職員が存在しない」にチェックした場合は、必ず1つ以上のモデル給与を追加してください。

## 入力要領（モデル給与に関する事項③）

▲ 職種：事務職員 モデル形式：時間給

 モデル給与を編集しています

職種 事務職員  
 モデル形式 時間給  
 所定勤務時間数 必須  時間/月

主な諸手当の内容 必須

モデル形式において時間給を選択した場合、  
 所定時間勤務時間数には施設等において従事する当該職種の非常勤職員の平均的な勤務時間数を記載してください。

削除

行を追加

モデル給与一覧 必須

前回差分	経験年数	学歴区分	給料(月額)	諸手当	合計(月額)	年取の目安	削除
	1	大学卒	72,000	10000	82,000		削除
	10	大学卒	90,000	10,000	100,000		削除

行を追加

非常勤職員のモデル給与の情報を入力してください。詳細は次ページをご確認ください。

### 【モデル給与一覧に関する入力規則について】

＜常勤保育士（※）の場合＞ ※幼稚園においては常勤幼稚園教諭、認定こども園においては常勤保育教諭と読み替えてください。

○モデル給与一覧表は、1つの職種につき学歴区分は1つ以上、経験年数は学歴区分1種類につき2つ以上（1年目を必ず含むこと。）を記入して下さい。

＜記入パターン例＞

■ 1年目（大学卒）、5年目（大学卒）、10年目（大学卒）

■ 1年目（大学卒）、5年目（大学卒）、1年目（専門学校卒）、5年目（専門学校卒）

＜不十分な記入例＞

■ 1年目（大学卒）のみ ※複数の経験年数の場合を記入して下さい。

■ 5年目（大学卒）、10年目（大学卒） ※1年目は必ず記入して下さい。

■ 1年目（大学卒）、5年目（大学卒）、1年目（専門学校卒） ※1つの学歴区分につき2パターン以上の経験年数を記入して下さい。

＜上記職種以外（非常勤保育士等を含む）の場合＞

○記入する学歴区分・経験年数等について指定はございませんので、モデル給与を公表する趣旨を踏まえたうえで、施設等において公表するモデル給与一覧を入力してください。

### 【その他注意事項】

○モデル給与を公表する趣旨は、保護者による施設・事業者の選択や、求職者の職場の選択やキャリアの検討等を支援することであることから、昇給や昇進のタイミング等を踏まえたモデル給与を入力して下さい。

○給与（月額or時間給）は、報告対象施設・事業の賃金規定等に基づき、職種・経験年数・学歴区分に応じて、該当する内容を記入して下さい。

○諸手当は、報告対象施設・事業の実情に応じて、賃金規定等に基づき記入して下さい。

○年収の目安は、報告対象施設・事業の賃金規定等に基づき、職種・経験年数・学歴区分に応じて、該当する内容を記入して下さい。

○合計（想定月額）は、報告対象施設・事業における非常勤職員の平均勤務時間等から、職種・経験年数・学歴区分に応じて想定される内容を記入して下さい。

# 入力要領（収支の状況に関する事項①）

○報告対象施設・事業以外の事業（延長保育事業、一時預かり事業等）も行っており、事業ごとに事業活動計算書等を分けていない場合は、それらの事業も含めた決算額を記入して下さい（収支ともに）。また、事業ごとに会計を分けており、報告対象事業のみの収入・支出を把握している場合は、報告対象事業に係る決算額のみを記入してください（収支ともに）。

## ① 収支の状況に関する事項

会計基準 必須 非公表

Excelデータ追加

テンプレートダウンロード

会計期間 (自) \_\_\_\_\_ (至) \_\_\_\_\_

入力済Excelからデータを取り込む際には、こちらをクリックしてください。

施設等を設置する経営主体に応じて適切な会計基準を選択してください。なお、該当する会計基準がない場合は、社会福祉会計基準を選択し、当該様式に沿って記入してください。

## ▲ 事業収入（収益） 必須 非公表 ?

科目	金額 [単位：円]
事業活動収入（収益）	
保育事業収益	
施設型給付費収益（特例施設型給付費収益を含む）	
施設型給付費収益	
利用者負担金収益	
委託費収益	
利用者等利用料収益	
私的契約利用料収益	
その他の事業収益（補助金収入・受託事業収入）	
地域子ども・子育て支援事業	

決算に基づき入力してください。なお、グレーになっている項目は自動計算です。

## 入力要領（収支の状況に関する事項②（狭義の人件費））

### 【狭義の人件費とは】

狭義の人件費とは各会計基準において人件費科目及び当該科目計上金額の全額を人件費として整理することができる人件費以外の科目の合計です。入力された事業収入（収益）、事業支出（費用）から「人件費比率（狭義）」が自動算出され、公表されます。

〈人件費比率（狭義）算出式〉 狭義の人件費※ / 収益計 ※詳細は以下を確認してください。

### 人件費比率（狭義）

当該施設・事業者	0.0 %
グループ平均	80 %

施設類型、経営主体、利用定員等が同規模程度の施設等における前年度平均値です。参考のために表示しています。なお、令和7年度入力時には表示されません。

	社会福祉法人会計基準	学校法人会計基準	企業会計基準
報告様式において、狭義の人件費として算出する科目	人件費	人件費、教育研究経費に係る報酬・委託・手数料うち派遣委託費、管理経費に係る報酬・委託・手数料うち派遣委託費	人件費、経費（事務費に係るもの）に係る委託費うち派遣委託費

## 入力要領（収支の状況に関する事項③（広義の人件費））

### 【広義の人件費とは】

広義の人件費とは各会計基準において人件費科目には計上されないものの、多様な勘定科目にて処理されている職員に関する各種経費のことです。すべて任意項目ですが、1項目でも記入した場合は「人件費比率（広義）」が自動算出され、公表されます。

〈人件費比率（広義）算出式〉（狭義の人件費+広義の人件費として入力された額） / 収益計

広義の人件費 非公表 ?

科目	金額 [単位：円]
福利厚生費	<input type="text"/>
研修研究費	<input type="text"/>
職員手数料に係る経費（紹介手数料を含む）	<input type="text"/>
その他	<input type="text"/>

広義の人件費として計上したい科目がある場合には記入して下さい。詳細は以下を確認してください。

広義の人件費に係る科目を1つでも入力した場合、自動計算されます。

人件費比率（広義）

当該施設・事業者

0.0 %

科目	概要（具体例）
福利厚生費	人件費科目以外として計上する、法定外福利費等
研修研究費	人件費科目以外として計上する、業務に直接的に必要な講習等の研修を行うために要する経費
職員手数料に係る経費（紹介手数料を含む）	人件費科目以外として計上する、職員採用を行う際に要する紹介手数料や広告宣伝費などの採用費用等
その他	その他施設等において広義の人件費と判断する経費

# 入力要領（人的資本に関する事項①）

## ① 人的資本に関する事項

入力はすべて任意です。なお、回答した項目については、回答内容が公表されます。

### 法定・法定外休暇の利用状況

平均有給休暇消化率

- 非回答
- 0%以上20%未満
- 20%以上40%未満
- 40%以上60%未満
- 60%以上80%未満
- 80%以上100%以下

主な法定外休暇

夏季休暇、慶弔休暇

回答する場合、選択式の項目は該当するものを選択、自由記述項目は必要な情報を入力してください。回答いただいた内容がそのまま公表されます。

### 平均時間外労働時間（常勤）

- 非回答
- 0時間以上15時間未満
- 15時間以上30時間未満
- 30時間以上45時間未満
- 45時間以上80時間未満
- 80時間以上

### 離職率

離職率

離職理由

回答しない場合、選択式の項目は「非回答」が選択されている状態に、自由記述項目は空欄のままとしてください。

## 入力要領（人的資本に関する事項②）

### ICTツール・IoTデバイス導入の取組状況

ICTツール・IoTデバイス導入の取組状況 必須

- ①園児の登園及び降園の管理に関する機能
- ②保護者との連絡に関する機能
- ③保育に係る計画・記録に関する機能（⑨を除く。）
- ④指導要録・児童票の作成に関する機能
- ⑤保育料・延長保育料の計算に関する機能
- ⑥キャッシュレス決済に関する機能
- ⑦職員間の連絡に関する機能
- ⑧職員の出退勤管理に関する機能
- ⑨写真・動画を活用した保育内容の記録  
（ドキュメンテーション）機能
- ⑩写真のオンライン販売機能
- ⑪午睡センサー（カメラ型、マット型、取付型等）
- ⑫園内カメラ
- ⑬見守りタグ（ビーコン）
- ⑭スマート体温計
- ⑮その他のICTツール/IoTデバイス

その他のICTツール/IoTデバイス

- ①  導入していない  導入している
- ②  非回答  非導入  導入済み
- ③  非回答  非導入  導入済み
- ④  非回答  非導入  導入済み
- ⑤  非回答  非導入  導入済み
- ⑥  非回答  非導入  導入済み
- ⑦  非回答  非導入  導入済み
- ⑧  非回答  非導入  導入済み
- ⑨  非回答  非導入  導入済み
- ⑩  非回答  非導入  導入済み
- ⑪  非回答  非導入  導入済み
- ⑫  非回答  非導入  導入済み
- ⑬  非回答  非導入  導入済み
- ⑭  非回答  非導入  導入済み
- ⑮  非回答  非導入  導入済み

?

便宜的な必須項目です。①～⑮の具体的なICTツール等を導入している場合には「導入済み」を選択して下さい。単にPCやタブレット等を配備しているだけでは「導入済み」には該当しません。

「非導入」を選択した場合、①～⑮の各設問に回答する必要はありません。（非導入であることを含め公表されません。）

最初の設問に「導入している」と回答した場合、①～⑮の設問について、いずれかの選択肢を選択してください。

具体的な導入済みICTツール等の情報を公表したくない場合は、「導入済み」を選択した場合であっても、すべて「非回答」を選択いただいても構いません。

## 入力要領（人的資本に関する事項③）

### 職業環境に係る認証取得状況

くるみん認定

- 非回答
- 取得なし
- トライくるみん
- くるみん
- プラチナくるみん

えるぼし認定

- 非回答
- 取得なし
- えるぼし（1段階目）
- えるぼし（2段階目）
- えるぼし（3段階目）
- プラチナえるぼし

その他認証

?

人材育成に向けた取組状況  
（研修制度の有無や職員の研修受講状況等）

?

その他の人的資本に関する事項

採用の方法

?

子育て支援員の取得状況

?

職員の満足度

?

ダイバーシティに向けた取組状況

?

回答する場合、選択式の項目は該当するものを選択、自由記述項目は必要な情報を入力してください。回答いただいた内容がそのまま公表されます。

回答しない場合、選択式の項目は「非回答」が選択されている状態に、自由記述項目は空欄のままとしてください。

# 3. ここdeサーチのシステム操作について

## 「施設等の設置主体」及び「開始年月日」が未入力の場合の対応について

2025/4/1より、認可施設の既存項目である「施設等の設置主体」、「開始年月日」について必須化されるため、未入力である場合には、それぞれの入力について、以下のとおり対応をお願いいたします。

### 【施設等の設置主体】

自治体様にて、施設の基本情報の修正の必要がございます。

※施設基本情報は未申請・申請中に関わらず、いつでも修正可能です。

※施設基本情報を修正できるのは、当該施設を公表システムにて登録した自治体様です。

→「施設等の設置主体」が未入力だと、施設様にてR7年度の申請ができないため、必ず、2025/3/30（営業日では3/28（金））までに入力いただくようお願いいたします。（システム停止期間：2025/3/31 9:00～2025/4/1 8:00）

### 【開始年月日】

施設様もしくは自治体様の代理入力にて入力いただく必要がございます。

① 2025/4/1時点で申請のステータスが「未申請」の場合→施設様にてご入力のうえ、R7年度の申請を行ってください。

② 2025/4/1時点で自治体様にて確認中の場合→自治体様にて、「代理入力」により入力いただき、処理を進めてください。

※施設様へ差戻しはできないため、「代理入力」にて自治体様で入力する必要があります。

※都道府県にて「公表待ち」の施設は代理入力不可のため、4/1時点で処理状況を「確認待ち」に修正いたします。

→処理状況の修正が必要ないよう、「公表待ち」の施設については、2025/3/30（営業日では3/28（金））までに公表処理まで実施していただくようお願いいたします。（システム停止期間：2025/3/31 9:00～2025/4/1 8:00）

## 前提情報：「施設等の設置主体」及び「開始年月日」に必須化について

- 公表情報で必要となるため、施設の詳細情報に属する「施設等の設置主体」及び「開始年月日」の入力項目を任意項目から必須項目に変更されます。そのため、「施設等の設置主体」及び「開始年月日」が未入力の施設については、P5以降の対応手順で入力するようお願いいたします。

施設の詳細情報を入力する | Excelファイルで入力する | 経営情報等を入力する | 確認者へ申請する

施設等を運営する法人に関する事項

当該報告に係る教育・保育提供に関する事項

イ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類

施設類型 施設型給付を受ける幼稚園

ロ 施設等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先、設置主体

施設等の名称（ふりがな） しかくしかくようちえん

施設等の名称 □□□幼稚園

施設等の所在地 郵便番号 1040001

都道府県 東京都

市区町村 中央区 市区町村コード：XXXXXX

町名・番地 八丁堀1-1-1

建物名・部屋番号等 東京中央ビル7F

施設等の電話番号

メールアドレス

施設等のその他連絡先

**施設等の設置主体** 私立

システムからの連絡用メールアドレス

ハ 事業所番号

事業所番号 1234567890123

ニ 施設等の管理者の氏名及び職名

施設等の管理者の氏名 管理者

施設等の管理者の職名 施設管理者

ホ 認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日

認可・認定年月日 2020/04/01

当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日及び確認を受けた年月日

**開始年月日**

確認年月日

任意項目から必須項目に  
変更されます

任意項目から必須項目に  
変更されます

## 前提情報：「施設等の設置主体」が未登録時の施設の「経営情報等を入力する」について

- ▶ 「施設等の設置主体」が未登録の場合、施設で「経営情報等を入力する」タブをクリックすると、以下のエラーメッセージが表示され、「経営情報等を入力する」項目が入力することが出来ません。

子ども・子育て支援情報公表システム ログイン中: ログアウト

ホーム 施設情報の照会・編集を行う 施設アカウントの確認・編集を行う

ホーム 施設詳細情報の編集を行う

注意

※ 前の画面に戻るには上のリンクをクリックしてください。ブラウザの「戻る」ボタンは使用できません。

[MCOPO2021201E] 設置主体が未登録のため、経営情報等の入力できません。自治体にお問い合わせください。

施設詳細情報の編集を行う 画面操作ヘルプを表示する

▼【施設詳細情報の入力について】

公表画面プレビュー ※施設の詳細情報/経営情報等を入力後、一時保存した内容が表示されます。

施設名称	事業所番号	所轄する自治体	施設類型	詳細情報申請年月日	経営情報等申請年月日	処理状況	営業状況
新生保育園			保育所			申請待ち	

カテゴリ ▼【全て展開する】 ▲【全て閉じる】

施設の詳細情報を入力する Excelファイルで入力する **経営情報等を入力する** 申請内容を承認する

会計年度、決算月、施設等の設置主体

会計年度 年度

決算月

会計期間 (目)

(至)

施設等の設置主体

②自治体様にお問い合わせしてくださいというエラーメッセージが表示されます。

①「経営情報等を入力する」タブをクリックします。

③入力項目が表示されないため、経営情報等の入力できません。

# 前提情報：「開始年月日」が未登録時の施設の申請について

▶ 「開始年月日」が未入力の場合、施設で「必須項目に未入力項目あり」となるため、申請が出来ません。

## 「施設の詳細情報を入力する」タブ

子ども・子育て支援情報公表システム

施設詳細情報の編集を行う

施設詳細情報の編集を行う

施設詳細情報の入力について

施設の詳細情報/経営情報等を入力後、一時保存した内容が表示されます。

施設名称	事業番号	所轄する自治体	施設類型	詳細情報申請年月日	経営情報等申請年月日	処理状況	運営状況
新生保育園			保育所			申請待ち	

カテゴリ

- 施設等を運営する法人に関する事項
- 当該報告に係る教育・保育提供に関する事項**
- 教育・保育等の内容に関する事項
- 当該報告に係る教育・保育の利用料に関する事項
- 権利保護等のために講じている措置に関する事項
- 教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項
- 添付ファイル

## 「開始年月日」が未入力の場合

※ 認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日

認可・認定年月日

開始年月日

確認年月日

「必須項目に未入力項目あり」アイコンが表示されます



当該報告に係る教育・保育提供に関する事項

## 「申請内容を承認する」タブ

施設の詳細情報を入力する | Excelファイルで入力する | 経営情報等を入力する | **申請内容を承認する**

施設詳細情報のカテゴリ別入力状況

カテゴリ全体の入力状況

必須項目に未入力項目があります。  
【申請内容を確認する】ボタンは押付いた状態です。  
【申請内容を確認する】ボタンを押すと、未入力項目、必須項目を入力して下さい。

申請内容を承認する

カテゴリ別入力状況

詳細情報カテゴリ別	入力状況
施設等を運営する法人に関する事項	必須項目は全て入力済み、任意項目は未入力項目あり。
<b>当該報告に係る教育・保育提供に関する事項</b>	<b>必須項目に未入力項目あり。</b>
教育・保育等に供する施設に関する事項	必須項目は全て入力済み、任意項目は未入力項目あり。
教育・保育等の内容に関する事項	必須項目は全て入力済み、任意項目は未入力項目あり。
当該報告に係る教育・保育の利用料に関する事項	必須項目は全て入力済み、任意項目は未入力項目あり。
権利保護等のために講じている措置に関する事項	入力済み
教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項	必須項目は全て入力済み、任意項目は未入力項目あり。

必須項目が未入力のため、申請が出来ません。

「必須項目に未入力項目あり」となります。



必須項目に未入力項目あり。

## 対応手順：「施設等の設置主体」の入力手順

- ▶ 本手順は、自治体様向けの手順となります。
- ▶ 「施設等の設置主体」の必須項目への変更に伴い、未入力のものに対して入力をお願いいたします。

子ども・子育て支援情報公表システムへのログイン  
※施設を登録したアカウントでログインしてください。

本システムにログインするには、以下に示す本システムの URL を Web ブラウザに入力します  
<https://www.wam.go.jp/kodomo/>

### 【画面例】

子ども・子育て支援情報公表システム

WAM NET Community

ログイン

画面操作ヘルプを表示する

ログインID

パスワード

ログイン

パスワード変更

お知らせ

- パスワードをお忘れの場合はこちら
- 子ども・子育て支援情報公表システム関係連絡板はこちら

(本システムのお知らせや操作説明書を掲載しています。)

# 対応手順：「施設等の設置主体」の入力手順

子ども・子育て支援情報公表システム ログイン中: [ユーザー名] ログアウト

ホーム | 施設情報の照会・登録・確認を行う | 事業者情報の照会・登録を行う | アカウントの確認・編集を行う

※ 前の画面に戻るには上のリンクをクリックしてください。ブラウザの「戻る」ボタンは使用できません。

ホーム 画面操作ヘルプを表示する

### アカウント情報

このアカウントでできること

- 登録  
子ども・子育て支援法の対象となる管内の施設と事業者を登録します。
- 入力
- 確認  
入力された内容を確認し承認します。
- 公表

### メニュー説明

- 施設情報の照会・登録・確認を行う  
施設情報の検索/登録/確認等を行います。
- 事業者情報の照会・登録を行う  
事業者情報の照会・登録を行います。
- アカウントの確認・編集を行う  
アカウント情報の更新を行います。

### 操作説明書/利用規約ダウンロード

子ども・子育て支援情報公表システム操作説明書 第1.6版 (約 8 MB)

[ダウンロードはこちら](#)

子ども・子育て支援情報公表システム利用規約

### 公表済みの施設申請状況

公表済	11件 (うち停止中: 0件、休止中: 0件、廃止済: 0件)
申請待ち	0件
(うち入力者へ差戻し)	(0件)
確認待ち	11件
(うち確認者へ差戻し)	(0件)
公表待ち	0件
システム処理中	0件

### 未公表の施設申請状況

未公表	0件 (うち停止中: 0件、休止中: 0件、廃止済: 0件)
申請待ち	0件
(うち入力者へ差戻し)	(0件)
確認待ち	0件
(うち確認者へ差戻し)	(0件)
公表待ち	0件
システム処理中	0件

「施設情報の照会・登録・確認を行う」タブをクリックします

ホーム | 施設情報の照会・登録・確認を行う | 事業者情報の照会・登録を行う | アカウントの確認・編集を行う

# 対応手順：「施設等の設置主体」の入力手順

子ども・子育て支援情報公表システム ログイン中: [ユーザー名] ログアウト

ホーム 施設情報の照会・確認を行う アカウントの確認・編集を行う

ホーム 施設情報の照会・確認を行う

注意  
※ 前の画面に戻るには上のリンクをクリックしてください。ブラウザの「戻る」ボタンは使用できません。

### 施設情報の照会・確認を行う

▼【施設情報の照会・確認について】

管理対象の施設の情報をCSVファイルとしてダウンロードする

検索条件を入力する

事業所番号 (全て) 施設名 (全て)  
都道府県 青森県 市区町村 (全て)  
処理状況 (全て) 詳細情報入力状況 (全て)  
営業状況 (全て) 経営情報等入力状況 (全て)  
登録ログインID (全て) 経営情報等申請状況 (全て)  
最終更新ログインID (全て)  
施設類型 ※すべて ○条件選択(※条件を指定する場合はこちらを選択)

検索条件を元に戻す **検索** 検索結果をCSV形式で保存する

### 検索結果

アクション (選択してください) 実行

選択	事業者名	施設名称	公開状況	詳細情報	施設名称	事業所番号	処理状況	詳細情報	経営情報等	営業状況
<input type="checkbox"/>	青森県立保健大学	青森県立保健大学	公開済	詳細情報確認済	02412051000109	申請待ち	1	1	1	1
<input type="checkbox"/>	青森県立保健大学	青森県立保健大学	公開済	詳細情報確認済	0241251000097	申請待ち	1	1	1	1
<input type="checkbox"/>	青森県立保健大学	青森県立保健大学	公開済	詳細情報確認済	0241251000147	申請待ち	1	1	1	1
<input type="checkbox"/>	青森県立保健大学	青森県立保健大学	公開済	詳細情報確認済	0241251000089	申請待ち	1	1	1	1
<input type="checkbox"/>	青森県立保健大学	青森県立保健大学	公開済	詳細情報確認済	0241251000055	申請待ち	1	1	1	1
<input type="checkbox"/>	青森県立保健大学	青森県立保健大学	公開済	詳細情報確認済	0241251000154	申請待ち	1	1	1	1
<input type="checkbox"/>	青森県立保健大学	青森県立保健大学	公開済	詳細情報確認済	0241251000014	申請待ち	1	1	1	1
<input type="checkbox"/>	青森県立保健大学	青森県立保健大学	公開済	詳細情報確認済	0241251000048	申請待ち	1	1	1	1
<input type="checkbox"/>	青森県立保健大学	青森県立保健大学	公開済	詳細情報確認済	0241251000105	申請待ち	1	1	1	1
<input type="checkbox"/>	青森県立保健大学	青森県立保健大学	公開済	詳細情報確認済	0241251000121	申請待ち	1	1	1	1

「検索」ボタンをクリックします

検索

該当する施設の施設名称リンクをクリックします

選択  事業者名 施設名称 公開状況 ?

青青青青 **幼幼幼幼** 公表済み

# 対応手順：「施設等の設置主体」の入力手順

子ども・子育て支援情報公表システム

ログイン中 | ログアウト

ホーム | 施設情報の検索・登録・公表を行う | 施設情報 | ホーム | 施設情報の検索・登録・公表を行う | 施設情報の登録・施設情報の変更を行う

※ 最新の施設に該当は上のリンク先からアクセスし、ブラウザの戻るボタンは使用できません。

新しい施設の登録 / 施設情報の変更を行う

※ 新しい施設の登録 / 施設情報の変更を行う

登録 / 変更する施設に関する事項

※【事業用番号を指定する項目】

事業用番号 0220251000042

施設種別 認定こども園-幼稚園類型

施設等の名称(名称等) 〇〇〇〇〇〇

施設等の名称 〇〇〇〇〇〇〇〇

施設所在地 郵便番号 〇 0368214 住所を指定する

都道府県 東京都

市区町村 弘前市 市区町村コード: 02202

町名・番地 新新新新

建物名・部屋番号

施設等の施設番号 〇 012-345-6789

施設等の電話番号 〇 012-345-6789

施設等の設置主体 〇 公立

施設等の管理者の氏名 〇 平塚太郎

施設等の管理者の職名 〇 施設長

システムからの連絡用メールアドレス 〇 mori.takaki@digroup.jp

認可認定年月日 〇 2022/03/14

開所日 開所曜日

日曜日  
 月曜日  
 火曜日  
 水曜日  
 木曜日  
 金曜日  
 土曜日

平日 〇 07:00 ~ 19:00

土曜 〇 07:00 ~ 19:00

日曜日 〇

延長保育[午前] 〇

延長保育[午後] 〇 18:00 ~ 19:00

利用定数等

利用定数[単位:人]	
0歳	6
1歳	14
2歳	7
3歳	20
4歳	9
5歳	19
合計	75

収容面積 〇 405.0 m<sup>2</sup>

備置面積 〇 1392.8 m<sup>2</sup>

園庭面積 〇 1251.0 m<sup>2</sup>

施設情報を確認する自治体

都道府県 東京都

市区町村 弘前市

入力済み? 施設情報を登録する

「施設等の設置主体」を選択します

施設等の設置主体

〇 公立

〇 公立

〇 私立

施設等の管理者の氏名

「入力したデータを登録」するをクリックします

〇 入力したデータを登録する

## 対応手順：「開始年月日」の入力手順

- 本手順は、自治体様向けの手順となります。
- 「開始年月日」の必須項目への変更に伴い、未入力のものに対して入力をお願いいたします。

子ども・子育て支援情報公表システムへのログイン  
本システムにログインするには、以下に示す本システムの URL を Web ブラウザに入力します  
<https://www.wam.go.jp/kodomo/>

### 【画面例】

子ども・子育て支援情報公表システム

WAM NET  
Community

ログイン

画面操作ヘルプを表示する

ログインID

パスワード

ログイン

パスワード変更

お知らせ

- パスワードをお忘れの場合はこちら
- 子ども・子育て支援情報公表システム関係連絡板はこちら

(本システムのお知らせや操作説明書を掲載しています。)

# 対応手順：「開始年月日」の入力手順

子ども・子育て支援情報公表システム ログイン中: [ユーザー名] ログアウト

ホーム | 施設情報の照会・登録・確認を行う | 事業者情報の照会・登録を行う | アカウントの確認・編集を行う

※ 前の画面に戻るには上のリンクをクリックしてください。ブラウザの「戻る」ボタンは使用できません。

ホーム 画面操作ヘルプを表示する

### アカウント情報

このアカウントでできること

- 登録  
子ども・子育て支援法の対象となる管内の施設と事業者を登録します。
- 入力
- 確認  
入力された内容を確認し承認します。
- 公表

### メニュー説明

- 施設情報の照会・登録・確認を行う  
施設情報の検索/登録/確認等を行います。
- 事業者情報の照会・登録を行う  
事業者情報の照会・登録を行います。
- アカウントの確認・編集を行う  
アカウント情報の更新を行います。

### 操作説明書/利用規約ダウンロード

子ども・子育て支援情報公表システム操作説明書 第1.6版 (約 8 MB)

[ダウンロードはこちら](#)

子ども・子育て支援情報公表システム利用規約

### 公表済みの施設申請状況

公表済	11件 (うち停止中: 0件、休止中: 0件、廃止済: 0件)
申請待ち	0件
(うち入力者へ差戻し)	(0件)
確認待ち	11件
(うち確認者へ差戻し)	(0件)
公表待ち	0件
システム処理中	0件

### 未公表の施設申請状況

未公表	0件 (うち停止中: 0件、休止中: 0件、廃止済: 0件)
申請待ち	0件
(うち入力者へ差戻し)	(0件)
確認待ち	0件
(うち確認者へ差戻し)	(0件)
公表待ち	0件
システム処理中	0件

「施設情報の照会・登録・確認を行う」タブをクリックします

ホーム | 施設情報の照会・登録・確認を行う | 事業者情報の照会・登録を行う | アカウントの確認・編集を行う

# 対応手順：「開始年月日」の入力手順

子ども・子育て支援情報公表システム

ログイン中: [ユーザー名] ログアウト

ホーム 施設情報の照会・確認を行う アカウントの確認・編集を行う

ホーム 施設情報の照会・確認を行う

注意

※ 前の画面に戻るには上のリンクをクリックしてください。ブラウザの「戻る」ボタンは使用できません。

### 施設情報の照会・確認を行う

画面操作ヘルプを表示する

管理対象の施設の情報をCSVファイルとしてダウンロードする

#### 検索条件を入力する

事業所番号 (全て) 施設名 (全て)

都道府県 青森県 市区町村 (全て)

処理状況 (全て) 詳細情報入力状況 (全て)

営業状況 (全て) 経営情報等入力状況 (全て)

経営情報等申請状況 (全て)

登録ログインID (全て) 最終更新ログインID (全て)

施設類型  すべて  条件選択 (※条件を指定する場合はこちらを選択)

検索条件を元に戻す **検索** 検索結果をCSV形式で保存する

#### 検索結果

アクション (選択してください) 実行

選択	事業者名	施設名称	公開状況	詳細情報確認	届出内容	事業所番号	処理状況	詳細情報入力状況	経営情報等入力状況	営業状況
<input type="checkbox"/>			公開済み	<b>詳細情報確認</b>		02412051000119	確認待ち	1	1	1
<input type="checkbox"/>			公開済み	詳細情報確認		0241251000097	申請待ち	1	1	1
<input type="checkbox"/>			公開済み	詳細情報確認		0241251000147	申請待ち	1	1	1
<input type="checkbox"/>			公開済み	詳細情報確認		0241251000089	申請待ち	1	1	1
<input type="checkbox"/>			公開済み	詳細情報確認		0241251000055	申請待ち	1	1	1
<input type="checkbox"/>			公開済み	詳細情報確認		0241251000154	申請待ち	1	1	1
<input type="checkbox"/>			公開済み	詳細情報確認		0241251000014	申請待ち	1	1	1
<input type="checkbox"/>			公開済み	詳細情報確認		0241251000048	申請待ち	1	1	1
<input type="checkbox"/>			公開済み	詳細情報確認		0241251000105	申請待ち	1	1	1
<input type="checkbox"/>			公開済み	詳細情報確認		0241251000121	申請待ち	1	1	1

「検索」ボタンをクリックします

検索

該当する施設の「詳細情報確認」リンクをクリックします

選択  事業者名 施設名称 公開状況 ? 詳細情報確認

青青青青 幼幼幼幼  公開済み **詳細情報確認**



# 4. 周知事項等について

### 1. 本説明会のアーカイブについて

○本説明会のアーカイブにつきましては、令和7年4月25日（金）まで視聴可能です。

○本説明会資料はこども家庭庁HPに掲載しております。

<https://www.cfa.go.jp/councils/kokoseido-keizokutekimieruka>

ホーム> 会議等> 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議

### 2. ご質問について

○本説明会を踏まえたご質問については、令和7年4月11日（金）までに以下Formsにご入力ください。

<https://forms.office.com/r/SuGttbnEDD>

○いただいたご質問についてはこども家庭庁で取りまとめたうえ、主なご質問への回答についてこども家庭庁HPにて掲載予定です。

### 3. システムに関するお問い合わせについて

○子ども・子育て支援情報公表システム関係連絡板には経営情報等の入力に対応した操作マニュアル、入力要領等を掲載しておりますので、ご確認ください。

○このほか、システム操作に関するお問い合わせについては、ヘルプデスク※（0570-000-632）または[お問い合わせ送信フォーム](#)までご連絡ください。

※令和7年4月1日運用開始